

法改正に伴い、本書の記載に現行法規にそぐわない箇所がございました。

法番号と、現行法規に合わなくなった問題等について、ここに補足・訂正させていただきますとともに、誤記がございましたことを深くお詫び申し上げます。

・ p.180 問題 01 解説

誤：1.(法 27 条 1 項三号、別表第 1(4) 項、令 115 条の 3 第三号)

正：1.(法 27 条 1 項**二**・三号、別表第 1(4) 項、令 115 条の 3 第三号)

・ p.181 問題 02 解説

誤：1.(令 112 条 9 項) 正：1.(令 112 条 **10** 項)

誤：2.(令 113 条 2 項、令 112 条 15 項) 正：2.(令 113 条 2 項、令 112 条 **19** 項)

誤：3.(令 113 条 1 項二号)木造の建築物に設ける防火壁は、無筋コンクリート造または組積造としては  
ならない。

正：3.(令 113 条 1 項二号、**告示 197 号**)木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造と  
しないこと。

・ p.182 問題 03 解説

誤：1.(令 112 条 9 項二号) 正：1.(令 112 条 **10** 項二号)

誤：2.(令 117 条 12 項、法 24 条二号)建築物の一部が、床面積の合計 50m<sup>2</sup>を超える自動車車庫である  
場合、自動車車庫の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

正：2.(令 **112 条 17 項**、**法 27 条 3 項一号**、**別表第 1(6) 項**)

**出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。**

誤：5.(令 112 条 2 項一号) 正：5.(令 112 条 **3** 項一号)

・ p.183 問題 04 解説

誤：4.(令 112 条 9 項二号) 正：4.(令 112 条 **10** 項二号)

誤：5.(令 112 条 15 項) 正：5.(令 112 条 **19** 項)

・ p.184 問題 05 解説

誤：3.(令 113 条 1 項二号、法 26 条)

正：3.(令 113 条 1 項二号、**告示 197 号**)木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造と  
しないこと。

誤：5.(令 112 条 12 項、法 24 条二号)建築物の一部が床面積 50m<sup>2</sup>以下の自動車車庫である場合、その  
部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。

正：5. (令 112 条 17 項、法 27 条 3 項一號、別表第 1 (6) 項)

出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。

・ p.184 問題 06 解説

誤：1. (令 112 条 9 項) 正：1. (令 112 条 10 項二號)

誤：2. (令 113 条 1 項一・二號)

正：2. (令 113 条 1 項一・二號、告示 197 号) 木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としないこと。

誤：4. (令 112 条 12 項、法 24 条二號) 建築物の一部が床面積 50m<sup>2</sup> 以下の自動車車庫である場合、その部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。

正：4. (令 112 条 17 項、法 27 条 3 項一號、別表第 1 (6) 項) 該当しないので正しい。

誤：5. (令 112 条 9 項一號) 正：5. (令 112 条 10 項一號)

・ p.185 問題 07 解説

誤：1. (令 114 条 2 項)

出題当時は正しい内容であったが、法改正により現在は必ずしも準耐火にしなくてよくなった。よって誤りの内容になっている。

誤：2. (令 112 条 12・13 項) 物品販売業を営む店舗が、法 24 条各号・同 27 条 1 項各号・2 項各号のいずれにも該当しないので、物品販売業を営む店舗の部分とその他の部分を防火区画しなくてもよい。

正：2. (令 112 条 17 項) 物品販売業を営む店舗が、法 27 条 1～3 項各号のいずれにも該当しないので、物品販売業を営む店舗の部分とその他の部分を防火区画しなくてもよい。

誤：5. (令 112 条 9 項) 正：5. (令 112 条 10 項)

・ p.212 問題 01

誤：2. 耐火建築物 | 準住居地域 正：2. 耐火建築物 | 準住居地域 (6/10)

・ p.212 問題 01 解説

誤：1. (法 53 条 3 項一號) 正：1. (法 53 条 3 項一號イ)

誤：2. (法 53 条 3 項一號) 防火地域内でないため、耐火建築物に対する 1/10 緩和がないので、建ぺい率の最高限度は 6/10。

出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。

誤：3. (法 53 条 5 項一號・6 項) 正：3. (法 53 条 6 項一號・7 項)

誤：4. (法 53 条 5 項一號) 正：4. (法 53 条 6 項一號)

誤：5. (法 53 条 3 項一號) 防火地域内であっても準耐火建築物に対する緩和はないので、建ぺい率の最高限度は 5/10。

正：5. (法 53 条 7 項・3 項一號) 防火地域内の内外にわたる敷地において、敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であれば、その敷地はすべて防火地域とみなして、1/10 の緩和があるが、準耐火建築物等の場合、防火地域とみなされず緩和はないので、建ぺい率の最高限度は 5/10。

・ p.214 問題 03 解説

誤：1.(法 53 条 3 項一號)防火地域内でないため、耐火建築物に対する 1/10 緩和がないので、建ぺい率の最高限度は 5/10。

**出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。**

誤：2.(法 53 条 3 項一號) 正：2.(法 53 条 3 項一號**イ**)

誤：3.(法 53 条 5 項一號) 正：3.(法 53 条 **6** 項一號)

誤：4.(法 53 条 3 項一號)防火地域内での耐火建築物に対する 1/10 緩和がないので、建ぺい率の最高限度は 5/10。

**出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。**

誤：5.(法 53 条 5 項一號) 正：5.(法 53 条 **6** 項一號)

・ p.216 問題 01 解説

誤：1.(法 53 条 5 項一號・1 項四號) 正：1.(法 53 条 **6** 項一號・1 項四號)

・ p.224 問題 10 解説

誤：1.(法 53 条 5 項一號) 正：1.(法 53 条 **6** 項一號・**1 項四號**)

誤：4.(法 52 条 1 項六號) 正：4.(法 52 条 1 項**七**號)

・ p.250 問題 01 解説

誤：4.(法 88 条 1 項、令 138 条 2 項一號、法 6 条)

正：4.(**法 87 条の 4、令 146 条 1 項一號、法 6 条 1 項一～三號**)

・ p.251 問題 02 解説

誤：1.(法 6 条 1 項一號、別表第 1(い)欄(二)項、法 87 条 1 項、令 137 条の 18 第五號)寄宿舍への用途変更において、確認済証の交付が必要ないものは下宿のみである。よって、住宅から寄宿舍への用途変更は確認済証の交付を受ける必要がある。

**出題当時は正しい内容であったが、法改正により現在は誤りの内容になっている。**

誤：4.(法 87 条 2 項、法 48 条 3 項、別表第 1(は)欄)

正：4.(法 87 条 2 項、法 48 条 3 項、別表第 **2**(は)欄)

・ p.257 問題 02 解説

誤：4.(土法 26 条 1 項二號、同法 23 条の 4 第 1 項九號、同法 24 条 1 項)

正：4.(土法 26 条 1 項二號、同法 23 条の 4 第 1 項**十**號、同法 24 条 1 項)